

学校教育法の読替表【第12条関係】

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第78条 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるとともに、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする。</u></p> <p>1～5 （略）</p>	<p>第78条 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に<u>努めなければならない。</u></p> <p>1～5 （略）</p>
<p>第79条 <u>幼稚園の保育内容（子育て支援事業を含む。）</u>に関する事項は、前2条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。</p>	<p>第79条 <u>幼稚園の保育内容に関する事項は、</u>前2条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。</p>
<p>第81条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>園長は、園務（子育て支援事業を含む。）</u>をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>④ 教頭は、園長を助け、<u>園務（子育て支援事業を含む。）</u>を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p>	<p>第81条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>園長は、園務</u>をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>④ 教頭は、園長を助け、<u>園務</u>を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p>

児童福祉法の読替表【第13条第1項関係】

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第24条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 市町村は、1の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童の<u>すべて及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第4条第1項第4号に掲げる数の同号に規定する子どもが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他やむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより公正な方法で選考することができる。</u></p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p>第24条 (略)</p> <p>② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>③ 市町村は、1の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童の<u>すべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。</u></p> <p>④・⑤ (略)</p>

児童福祉法法の読替表【第13条第2項関係】

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第24条 (略)</p> <p>② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を入所を希望する<u>私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付しなければならない。この場合に</u></p>	<p>第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。</p> <p>② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、<u>保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</u></p>

において、市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通知するとともに、当該申込書を送付しなければならない。

- ③ 私立認定保育所は、当該私立認定保育所への入所を希望する旨を記載した前項の規定により送付された申込書に係る児童のすべて（就学前保育等推進法第3条第1項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童のすべて及び就学前保育等推進法第4条第1項第4号に掲げる数の同号に規定する子ども）が入所する場合には当該私立認定保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該私立認定保育所に入所する当該申込書に係る児童（就学前保育等推進法第3条第1項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子ども）を厚生労働省令の定めるところにより公正な方法で選考することができる。

④・⑤ （略）

第39条 （略）

- ③ 市町村は、1の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

④・⑤ （略）

第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

② (略)

第46条の2 児童福祉施設の長は、第24条第2項の規定による通知を受けたときは、正当な理由がない限り、当該通知に係る児童の入所を拒んではならない。

第50条 (略)

第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

第46条の2 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第32条第3項の規定により保育の実施の権限及び第24条第1項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第50条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

1～6 (略)

6の2 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第45条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第3号及び第4号並びに第56条第3項において同じ。）

6の3～9 (略)

第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

1・2 (略)

3 (略)

4 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用から就学前保育等推進法第13条第4項の保育料に相当する額（当該額が第56条第3項の市町村の長が定める額を基礎として政令の定めるところにより算定した額を下回るときは当該算定した額とする。以下「保育料額」という。）を控除した額

5～7 (略)

第56条 (略)

② (略)

④～⑦ (略)

⑧ 都道府県知事又は市町村長は、保育料額の算定に関し必要があると認めるときは、保育の実施に係る児童の保護者の収入の状況につき、官公

1・2 (略)

3 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

4 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

5～7 (略)

第56条 (略)

② (略)

③ 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第3号若しくは第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④～⑦ (略)

⑧ 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による負担能力の認定、第2項若しくは第3項の規定による費用の徴収又は第5項の規定による

署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨・⑩ (略)

費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨・⑩ (略)

母子及び寡婦福祉法の読替表【第13条第8項関係】

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(保育所への入所に関する特別の配慮)            第28条 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）</u>            第10条第1項第5号に規定する<u>私立認定保育所は、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</u></p>	<p>(保育所への入所に関する特別の配慮)            第28条 <u>市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</u></p>

児童虐待の防止等に関する法律の読替表【第13条第8項関係】

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(児童虐待を受けた児童等に対する支援)            第13条の2 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)</u>            第10条第1項第5号に規定する<u>私立認定保育所</u>は、同法第13条第2項の規定により読み替えられた<u>児童福祉法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所</u>に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(児童虐待を受けた児童等に対する支援)            第13条の2 <u>市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所</u>に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

## 児童福祉法の読替表【第14条関係】

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第56条の2 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第35条第4項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第31条第1項の規定により設立された<u>社会福祉法人</u>又は<u>私立学校法</u>（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の4分の3以内を補助することができる。ただし、1の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の4分の3を超えてはならない。</p> <p>1 その児童福祉施設が、社会福祉法第31条第1項の規定により設立された<u>社会福祉法人</u>、<u>私立学校法</u>第3条に規定する学校法人、日本赤十字社又は民法第34条の規定により設立された法人の設置するものであること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第56条の2 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第35条第4項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第31条第1項の規定により設立された<u>社会福祉法人</u>が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の4分の3以内を補助することができる。ただし、1の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の4分の3を超えてはならない。</p> <p>1 その児童福祉施設が、社会福祉法第31条第1項の規定により設立された<u>社会福祉法人</u>、日本赤十字社又は民法第34条の規定により設立された法人の設置するものであること。</p> <p>2 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児施設給付費の支給、入所させる措置又は保育の実施等を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにか</p>

②・③ (略)

かわらず、その地域に、国、都道府  
県又は市町村の設置する同種の児童  
福祉施設がないか、又はあつてもこ  
れが十分でないこと。

②・③ (略)

## 政令第261号

### 児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第51条第4号、同法第53条及び第55条並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第1条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部を次のように改正する。

第42条の次に次の1条を加える。

第42条の2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における法第24条第2項に規定する保育の実施に係る児童の保護者を、法第56条第3項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

私立認定保育所に係る前条第3号の規定の適用については、同号中「又は第51条第2号若しくは第4号」とあるのは「、第51条第2号若しくは第4号又は就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号」と、「があるときは、」とあるのは「があるときは、就学前保育等推進法第13条第4項の保育料を除き、」と、「又は第3項の規定による徴収金の額」とあるのは「若しくは第3項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額」とする。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第2条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）である同法第3条第2項の幼保連携施設を構成する児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所を経営する事業

第4条第6号中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

附 則

この政令は、平成18年10月1日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第4項及び第6項、第3条第1項、第4条第1項第5号、第5条第2項、第7条第1項並びに第8条第1項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成18年9月7日

文部科学大臣 小坂 憲次

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 与謝野 馨

## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

（法第2条第4項の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第4項の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 1日に保育する子どもの数（次に掲げるものを除く。）が5人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
  - イ 事業主がその雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあつては、当該労働者の子どもの数
  - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあつては、当該労働者の子どもの数
  - ハ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第1号ハの厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の子どもを保育するために自ら設置する

施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該構成員の子どもの数

ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の子どもの保育のために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の子どもの保育する施設にあっては、当該顧客の子どもの数

ホ 設置者の四親等内の親族である子どもの数

2 半年を限度として臨時に設置される施設

(法第2条第6項の文部科学省令・厚生労働省令で定める事業)

第2条 法第2条第6項の文部科学省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

1 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

2 地域において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

3 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

4 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

5 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(法第三条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合)

第3条 法第3条第1項の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1 保育所に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による認可その他

の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合

- 2 都道府県知事が、前号に規定する事務を地方自治法第180条の2の規定に基づき当該都道府県の教育委員会の職員が補助執行を行っていることその他の当該都道府県における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適当と認めてその旨を定めた場合

（法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項）

第4条 法第4条第1項第5号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものの別
- 2 認定こども園の名称
- 3 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名
- 4 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 5 第2条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

（法第五条第二項の規定による申請書の提出の方法等）

第5条 法第5条第2項の規定により同条第1項の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、認定の有効期間が満了する日の30日前までに、都道府県知事（法第3条第1項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
- 2 施設の名称及び所在地

（法第7条第1項の文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更）

第6条 法第7条第1項の文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、次

に掲げるものとする。

- 1 法第4条第1項第3号に規定する乳児若しくは幼児の数又は同項第4号に規定する子どもの数の変更のうち都道府県知事が定める数を超えない範囲内で行われるもの（幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。）
- 2 法第6条第1項に規定する教育保育概要として同項の規定により周知された事項の変更のうち都道府県知事が定めるもの  
(法第8条第1項の規定による報告の方法等)

第7条 法第8条第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 1 報告年月日の前日において保育している法第4条第1項第3号に規定する乳児又は幼児の数（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者の数に区分するものとする。）及び同項第4号に規定する子どもの数（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 2 当該認定こども園が法第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項
- 3 法第6条第1項の規定により周知された同項に規定する教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

#### 附 則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。



く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

私立認定保育所（就学前保育等推進法第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）は、関係市町村等との連携に努めるとともに、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第2項前段に規定する申込書の提出を受けたときは、速やかに、当該申込書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申込書を送付しなければならない。

第24条の次に次の2条を加える。

第24条の2 就学前保育等推進法第13条第1項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定による選考及び就学前保育等推進法第3条第1項の認定を受けた保育所における就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定による選考は、当該保育所への入所を希望する旨を記載した同条第2項の申込書に係る児童から就学前保育等推進法第4条第1項第3号に規定する数の児童を、当該保育所への入所を希望する同項第4号に規定する子どもから同号に規定する数の子どもを選考することにより行うものとする。

就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定による選考は、私立認定保育所が、市町村長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出た方法によるものとする。

私立認定保育所は、前項の規定により届け出た選考の方法を記載した書類を備え付けるとともに、当該施設への入所を希望する保護者から閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

第24条の3 就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第2項の規定による通知に係る児童に関する就学前保育等推進法第13条第3項の規定による報告は、当該児童の当該私立認定保育所への入所の可否について、その決定後速やかに、行わなければならない。

前項の報告を受けた市町村長は、同項に規定する児童のうち当該私立認定保育所に入所できなかつた児童の保護者に対し、速やかに、当該私立認定保育所以外の保育所における保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第25条第1項第1号の次に次の1号を加える。

1の2 当該保育所が認定こども園（就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、その旨

第25条第1項第3号中ハをホとし、ロの次に次のハ及びニを加える。

ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあっては、就学前保育等推進法第4条第1項第3号及び第四号に掲げる子どもの数

ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあっては、第24条の2第2項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法

第25条第1項第4号中「額」の下に「又は就学前保育等推進法第13条第4項の規定による保育料の額」を加え、同号の次に次の1号を加える。

4の2 当該保育所が認定こども園である場合にあっては、法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第2条 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部を次のように改正する。

第32条の次に次の一条を加える。

（認定こども園である保育所の設備の基準の特例）

第32条の2 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）である幼保連携施設（就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所であつて、次の各号に掲げる基準を満たすものは、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該幼保連携施設又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

第33条第2項中「20人につき1人以上」の下に「(認定こども園である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)」を、「30人につき1人以上」の下に「(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)」を加える。

第35条中「含むものとする」を「含むものとし、厚生労働大臣が、これを定める」に改める。

第36条の次に次の二条を加える。

(公正な選考)

第36条の2 就学前保育等推進法第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正

な方法により行わなければならない。

(利用料)

第36条の3 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第94条を次のように改める。

(特例幼保連携保育所の特例)

第94条 就学前保育等推進法第3条第2項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第32条第6号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
1学級	180 平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第32条第6号の規定により算定した面積とを合

算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 3 特例幼保連携保育所であつて、満3歳以上の幼児につき第33条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 4 前項の規定による都道府県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。
- 5 前項の規定に関わらず、第3項の規定による都道府県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。
- 6 前各項の規定は、就学前保育等推進法第3条第2項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第3項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第3条 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）の一部を次のように改

正する。

第16条第1項第3号ハ中「保育所」の下に「(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所を除く。）」を加える。

#### 附 則

この省令は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条中児童福祉施設最低基準第35条の改正規定は別に定める日から施行する。